第２節　未確定の一般更生債権
第１　終了していない確定手続
別表10「未確定更生債権一覧表」記載の債権者のうち、整理番号１の債権者から届出がされた更生債権については、管財人が同表の「更生債権として認めない額」欄記載の額についてこれを認めなかったため、同債権者から同表の「更生債権査定請求額」欄記載の額について更生債権等査定の申立てがなされたが、平成22年２月26日現在査定の決定がなされていないため未確定である。
また、整理番号２の債権者から届出がされた更生債権については、管財人が同表の「更生債権として認めない額」欄記載の額についてこれを認めなかったため、同債権者から同表の「更生債権査定請求額」欄記載の額について更生債権等査定の申立てがなされ、同月12日管財人の認否どおりの決定がなされたが、同月26日現在これに対する異議の訴えの提起期間満了前のため未確定である。
更に、整理番号３及び４の債権者から債権届出期間経過後に届出がされた更生債権については、管財人が同表の「更生債権として認めない額」欄記載の額についてこれを認めなかったが、同日現在、これに対する査定申立期間が経過していないため未確定である。
第２　未確定の一般更生債権の取扱い
別表10「未確定更生債権一覧表」記載の債権者について、当該債権者の未確定更生債権が確定したときは、一般更生債権として確定した額につき、第３章第３節ないし第５節の定めを適用する。
なお、確定時において既に一括弁済日における弁済が終了していた場合は、確定した日から３か月以内に一括弁済日において弁済すべきであった金額を一括して支払う。また、当該債権者が、第３章第４節第３、２に基づくプレー権の付与を希望する場合においては、入会申込期限日を、入会申込期限日として定められた日と未確定更生債権の確定時から１か月後の日のいずれか遅い日とする。

第５章　更生会社の措置
第１節　株主の権利の変更
第１　更生会社による株式の取得
更生会社は、更生計画認可決定日をもって、更生会社の発行済株式全て（16万株）を無償で取得する。
第２　発行済株式の消却
更生会社は、本節第１に基づく株式の取得と同時に、その保有する自己株式全てを消却する。
第３　資本金の額の減少
１　更生会社は、資本金の額を以下のとおり減少する。
減少する資本金の額　　8,000万円
２　効力発生日
資本金の額の減少は、更生計画認可決定日にその効力を生ずる。
第２節　募集株式を引き受ける者の募集（新株発行）
第３節　定款の変更等（省略）
第４節　役員の選任等（省略）
第５節　会社分割
第１　会社分割の概要
更生会社は、本節第２以下の条件に従い本件会社分割（新設分割）を行い、更生会社の本件ゴルフ事業を新設分割設立会社（以下「新設会社」という。）に承継する。
但し、管財人は、会社分割期日までの間、裁判所の許可を得て、本節に定める会社分割の条件及び内容を変更することができる。
第２　新設会社の商号、本店所在地、目的及び発行可能株式総数等（省略）
第３　新設会社の設立時取締役の氏名（省略）
第４　承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項
新設会社は、次のとおり本件会社分割に伴い更生会社の本件ゴルフ事業を承継する。

１　承継する資産
下記の非承継資産を除く更生会社の一切の資産。
記
非承継資産
会社分割期日における更生会社の現預金。
但し、次の金額を除くものとし、更生会社は新設会社に対し、会社分割期日に①、②に相当する金額を引き渡すとともに、③については本章第６節の更生会社の解散後、清算業務を遂行する中で同金額が確定した段階で引き渡すものとする。
①　会社分割期日前日までにオリックス・ゴルフ・インベストメンツ合同会社（以下「ＯＧＩ」という。）が管財人とＯＧＭとの間のスポンサー契約及びこれに基づく管財人とＯＧＩとの間の融資枠設定契約（以下「本件融資枠設定契約」という。）に基づき更生会社に対し設備投資資金の貸付けを行った場合には、当該貸付金額に相当する金額から既に更生会社が設備投資に関連して支出した金額を控除した額
②　会社分割期日に運転資金等として新設会社に承継することについて管財人とＯＧＭが別途合意した金額
③　本件会社分割後の更生会社が本更生計画に基づき更生債権等に対する弁済を行い、更に清算費用等を控除した後の残余財産に相当する金額
２　承継する債務
会社分割期日において発生している下記の債務。
但し、更生担保権及び更生債権並びに会社分割期日前日までにＯＧＭ、ＯＧＩまたはＯＧＭの関係会社がスポンサー契約に基づき更生会社に対し設備投資資金以外の運転資金の貸付けを行った場合の当該借入債務を含まない。
なお、この場合、新設会社が免責的債務引受をするものとする。
記
①　会社分割期日の翌日以降に発生する従業員等への給与、賞与及びその他の給付金（退職金を除く。）並びに当該給付にともなって更生会社に支払義務が生じる源泉税、社会保険料等
②　会社分割期日の翌日以降に退職した従業員等への退職金（会社更生法上共益債権となる部分に限る。）と、当該給付にともなって更生会社に支払義務が生じる源泉税、社会保険料等
③　会社分割期日の翌日以降に支払日が到来する電気・ガスその他の光熱費、水道料金及び電話料金
④　会社分割期日の翌日以降に支払日が到来する仕入れの代金
⑤　会社分割期日の翌日以降に支払日が到来する業務委託代金
⑥　会社分割期日の翌日以降に支払日が到来する地代等の賃料及びレンタル料・リース料（いずれも共益債権となるものに限るが、裁判所の許可を得て和解をしたことにより共益債務と取り扱われるものを含む。）
⑦　会社分割期日の翌日以降に依頼・委託する司法書士及び土地家屋調査士の業務に対する報酬及び費用
⑧　会社分割期日の翌日以降に依頼・委託する会計・税務関係業務に対する報酬及び費用
⑨　会社分割期日の前日までにＯＧＩが本件融資枠設定契約に基づき更生会社に対し設備投資資金の貸付けを行った場合の当該借入債務
⑩　上記①ないし⑨以外の更生会社に対する共益債権のうち、会社分割期日の翌日以降に支払日が到来するもの
なお、本件再生手続期間中の第三者割当増資に関連して争いが生じうる不当利得返還請求義務等の一切の債務及び同期間中のＪＧＭからの運転資金の借入金債務はこれに含まれない
３　承継する契約その他の権利義務に関する事項
本件会社分割の効力発生日に存続する全ての雇用契約及び本件ゴルフ事業を継続するために必要な不動産賃貸借契約その他の契約一切